

## 太陽光発電(風力発電)設備の設置に係る相談窓口一覧

この資料は、太陽光発電(風力発電)設備の設置について、市役所内の各課が所管する関係法令等の手続きの有無を確認するためのものです(協議済みとはなりませんのでご注意ください)。

設備の規模にかかわらず、必ず担当課での確認を行ってください。各課での確認の際には、設置場所の案内図や公図、配置計画図等をご持参ください。

確認が済みましたら、この用紙を環境エネルギー室に提出してください。

※緑色の表題欄を記入してください。

年 月 日	種 別 (○で囲んでください)	
令和    年    月    日	太陽光発電	風力発電
相談者(窓口来訪者)		
<input checked="" type="checkbox"/> (☑してください) <input type="checkbox"/> 発電事業者 <input type="checkbox"/> 設置事業者 <input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他(相談)	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
設置を計画している土地(場所)	土地面積	地目
富士宮市	m <sup>2</sup>	現況(    ) 登記(    )
富士宮市	m <sup>2</sup>	現況(    ) 登記(    )
富士宮市	m <sup>2</sup>	現況(    ) 登記(    )
複数ある場合はこちらに記入してください。別紙を添付することも可能です。		
地域 ※環境エネルギー室記入	太陽電池モジュールの合計面積・枚数	発電規模
抑制区域 ・ 抑制区域外	m <sup>2</sup> 枚	kw
設備認定の有無	有の場合、設備認定年月日	
有                      無	年                      月                      日	
土地の形質変更の有無	有の場合、形質変更の内容(○で囲んでください)	
有                      無                      未定	盛土    切土    木の伐採    伐根	
事前確認事項(☑してください)		
<input type="checkbox"/> 関係法令等を遵守します。 <input type="checkbox"/> 上記内容に変更があった場合、改めて協議・相談を行います。 <input type="checkbox"/> 周辺住民等に対し、事業計画やその内容について説明等を行います。 <input type="checkbox"/> 市から情報提供等を求められた場合、協力します。		

※以下、各担当課が相談内容に合わせて記入します。

4 階	担当課	関係法令等		
	<b>環境企画課</b>	富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例		
	確認事項			
	<p>※土地の面積が3,000㎡以上の場合、都市計画課(土地対策係)を案内し事前協議を行うこと。</p> <p>【対象設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽電池モジュールの総面積が1,000㎡を超える太陽光発電設備</li> <li>・高さが10mを超える風力発電設備</li> </ul> <p>* 対象設備の設置事業を行う場合は、市長への届出及び同意が必要。</p> <p>【届出及び同意】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備の設置に着手しようとする60日前までに、届出及び同意申請が必要。</li> <li>・届出・同意の様式と必要書類は、富士宮市ホームページに掲載。</li> </ul> <p>【抑制区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を象徴する優れた景観、豊かな自然環境、歴史的・郷土的な特色を有している、対象設備の設置事業を抑制する区域。</li> <li>・抑制区域では同意しない。ただし、太陽電池モジュールの総面積が12,000㎡以下で、抑制区域内の規則で定める区域にあっては、この限りではない。</li> </ul> <p>※環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」(太陽光発電)を確認してください。</p>			
	担当課 確認・指示・注意事項記載	月/日	サイン	エネ室確認
	/			
環境エネルギー室確認事項				

4 階	担当課	関係法令等			
	農業政策課	森林法			
	確認事項				
	<p>森林法第5条 地域森林計画の対象森林に該当するか。</p> <p>・5条森林に該当しない 届出不要</p> <p style="padding-left: 40px;">該当する 届出もしくは許可が必要</p> <p>・5条森林面積が0.5ha未満 伐採及び造林届、伐採調書の届出</p> <p style="padding-left: 40px;">注)0.45haを超える場合、立地調査依頼を富士農林事務所に依頼してください。</p> <p style="padding-left: 40px;">0.5haを超える 林地開発許可(富士農林事務所 森林整備課 0545-65-2202)</p> <p>※立木がなくても、5条森林に該当する場合があるので要注意。</p>				
	担当課 確認・指示・注意事項記載		月/日	サイン	エネ室確認
			/		
	担当課	関係法令等			
	農業政策課	鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律			
	確認事項				
	<p>鳥獣保護区、特別保護地区に該当するか。</p> <p>※鳥獣保護区、特別保護地区に該当した場合 静岡県自然保護課の相談窓口にお問い合わせ</p>				
担当課 確認・指示・注意事項記載		月/日	サイン	エネ室確認	
		/			
担当課	関係法令等				
農業政策課	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)				
確認事項					
農用地区域の確認(原則的に農地転用はできない。)					
担当課 確認・指示・注意事項記載		月/日	サイン	エネ室確認	
		/			

(参考)

森林法

富士農林事務所森林整備課 0545-65-2202

鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

富士農林事務所森林整備課 0545-65-2202

4 階	担当課	関係法令等			
	農業委員会事務局	農地法			
	確認事項				
	<p>農地転用許可が必要な土地か確認を行う。</p> <p>※農地転用許可の可否については、具体的な計画・図面をもとに事前相談が必要。</p> <p>※最終的な許可の可否は農業委員による総会で決まることに注意。</p>				
	担当課	確認・指示・注意事項記載	月/日	サイン	工室確認
			/		
	担当課	関係法令等			
商工振興課	工場立地法				
確認事項					
<p>工場立地法の特定工場(下記1及び2を満たすもの)に該当する場合に届出が必要。</p> <p>1 敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物：工場のほか、事務所や倉庫等の全建築物を含みます。</li> <li>・建築面積：建築面積＝水平投影面積。延床面積ではありません。</li> </ul> <p>2 次のいずれかの業種に該当すること。</p> <p>(1) 製造業（物品の加工修理業を含む。）※1</p> <p>(2) 電気供給業（水力発電所、地熱発電所、太陽光発電施設を除く。）※2</p> <p>(3) ガス供給業</p> <p>(4) 熱供給業</p> <p>※1 農業生産物の出荷場は、原則は工場立地法の対象外ですが、農産物を加工して出荷する場合は工場立地法の届出対象となる場合があります。</p> <p>※2 電気供給業ではない特定工場において、太陽光発電施設を設置する場合は、環境施設として届出の対象となります。</p>					
担当課	確認・指示・注意事項記載	月/日	サイン	工室確認	
		/			

4 階	担当課	関係法令等		
	生活環境課	土壌汚染対策法		
	確認事項			
	掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が3,000 m <sup>2</sup> (水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設を設置している場合等は900m <sup>2</sup> )以上の場合に県知事への届出が必要。ただし、以下の3点全てに該当する場合には届出の必要なし。 ①土壌を敷地外に搬出しない ②土壌の飛散や流出が伴わない ③掘削部分の最も深いところが50 cm未満 ※市は法令の案内のみ。届出の要否及び詳細は県へ確認。 (東部健康福祉センター生活環境課 055-920-2135)			
	担当課	確認・指示・注意事項記載	月/日	サイン
			/	
	担当課	関係法令等		
	生活環境課	静岡県環境影響評価条例		
	確認事項			
	次に示す事業の場合は、静岡県条例に基づく環境影響評価等の手続きが必要。 ・敷地面積が20ha以上 ・特定地域内(鳥獣保護地域(特別保護区)又は、国立公園、自然環境保全地域等)における敷地面積が5ha以上。 ※市は法令の案内のみ。手続きの要否及び詳細は県へ確認。 (静岡県くらし・環境部生活環境課 054-221-2255)			
担当課	確認・指示・注意事項記載	月/日	サイン	
		/		

(参考)

土壌汚染対策法

東部健康福祉センター生活環境課 055-920-2135

静岡県環境影響評価条例

静岡県くらし・環境部生活環境課 054-221-2255

4 階	担当課	関係法令等		
	花と緑と水の課	富士宮市風致地区条例		
	確認事項			
	風致地区内で建築物・工作物の新築、改築、宅地の造成、土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為を行う場合は許可が必要。許可を得るためには、風致地区の種別ごとに定められた基準(一定の緑地率を確保、建築物等の位置・形態・意匠など)への適合が必要。			
	担当課 確認・指示・注意事項記載	月/日	サイン	エネ室確認
		/		
	担当課	関係法令等		
	花と緑と水の課	自然公園法		
	確認事項			
	<p>市内の国立公園は全て抑制区域内。</p> <p>【特別地域内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置にあたり申請が必要(国又は県と協議が必要)。</li> </ul> <p>また、下記の行為に該当する場合も申請が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木竹の伐採・損傷</li> <li>・土地の形状変更</li> <li>・高山植物等(指定植物)の採取又は損傷</li> <li>・環境影響調査が必要な場合あり(1ha以上の開発、当該行為の場所又は周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為等)。</li> </ul> <p>【普通地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置にあたり届出が必要(国又は県と協議が必要)。</li> </ul> <p>また、下記の行為に該当する場合も届出が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形状変更(面積 200 m<sup>2</sup>超又は高さ5m超の切土又は盛土)</li> <li>・事前の環境調査をお願いする場合あり。</li> </ul>			
担当課 確認・指示・注意事項記載	月/日	サイン	エネ室確認	
	/			

(参考)

自然公園法、静岡県立自然公園条例  
静岡県自然環境保全条例

静岡県くらし・環境部自然保護課 054-221-2545  
静岡県くらし・環境部自然保護課 054-221-3498

5 階	担当課	関係法令等			
	都市計画課	景観法			
	確認事項				
	<p>・太陽光発電設備(土地に自立して設置するもの)の設置に際し、以下に該当するものは届出が必要。</p> <p>(1)太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの</p> <p>(2)工作物の新設等で、</p> <p>・高さが10mを超えるもの</p> <p>・垣、柵、擁壁その他これに類する物件で、高さが3mかつ長さが30mを超えるもの</p> <p>(3)土石の採取、その他の土地の形質の変更で、</p> <p>・富士山等景観保全地域における1,000㎡以上の行為</p> <p>・富士山等眺望保全地域における3,000㎡以上の行為</p>				
	担当課 確認・指示・注意事項記載		月/日	サイン	エネ室確認
			/		
	担当課	関係法令等			
	都市計画課	国土利用計画法 都市計画法			
	確認事項				
	<p>(1) 次の土地の売買契約をした場合は、土地売買等届出が必要。</p> <p>市街化区域の場合 2,000㎡以上</p> <p>市街化調整区域の場合 5,000㎡以上</p> <p>(2) 施行区域の面積が3,000㎡以上の場合は、土地利用事業の承認が必要。</p> <p>(※パネル周辺の同一所有者の残地及び過去に遡り同一人が所有している周辺土地の既存太陽光発電設備は、原則施行区域と判断する。)</p> <p>(3) 建築物の建築に供する目的で行う土地の区画形質の変更がある場合は、開発許可が必要。</p> <p>市街化区域の場合 1,000㎡以上</p> <p>市街化調整区域の場合 全て</p>				
担当課 確認・指示・注意事項記載		月/日	サイン	エネ室確認	
		/			

5 階	担当課	関係法令等			
	都市計画課	公有地の拡大の推進に関する法律			
	確認事項				
	<p>以下の土地を有償で譲渡する場合に、契約を結ぶ前に届出が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画施設(道路・公園・河川など)の区域内等にある200㎡以上の土地</li> <li>・市街化区域内で5,000㎡以上の土地</li> <li>・都市計画区域内で、道路法、都市公園法、河川法の規定により区域等として決定等された区域内に所在する土地</li> </ul>				
	担当課 確認・指示・注意事項記載		月/日	サイン	エネ室確認
			/		
	担当課	関係法令等			
	建築住宅課	建築基準法 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 静岡県建築基準条例			
	確認事項				
	<p>【建築基準法】</p> <p>屋上・屋根に設置する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造・高さが建築基準法に適合するか確認が必要</li> </ul> <p>土地に自立して設置する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に該当する設備があるか確認が必要(パネル・付属設備)</li> </ul> <p>ただし、発電設備のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、屋内的用途に供しないものについては法第2条第1号に規定する建築物に該当しないことから建築確認の必要なし。</p> <p>【建設リサイクル法】</p> <p>特定建設資材を使用する工事で、請負代金が500万円以上の場合は、工事着手の7日前までに届出が必要。</p> <p>【静岡県建築基準条例】</p> <p>2メートルを超えるがけが新たに生じる場合は、隣地の既存建築物に対するがけに関する規制の適用について確認が必要。</p>				
担当課 確認・指示・注意事項記載		月/日	サイン	エネ室確認	
		/			



5 階	担当課	関係法令等			
	河川課	地すべり等防止法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律			
	確認事項				
	地すべり防止区域内・急傾斜地崩壊危険区域内・土砂災害特別警戒区域内では県知事の許可を要する行為がある。 ※市は区域・指定地の範囲の確認のみ。詳細は県へ確認。 (富士土木事務所維持管理課 0545-65-2849)				
	担当課 確認・指示・注意事項記載		月/日	サイン	エネ室確認
			/		
	担当課	関係法令等			
	管理課	土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 静岡県盛土等の規制に関する条例 静岡県土採取等規制条例			
	確認事項				
	・盛土(切土、土砂の搬出・搬入・移動を含む)施行区域の面積が500㎡以上又は土砂等の量が500㎡以上となる土地の埋立て又は盛土をする場合は許可申請が必要。 ・切土にあつては、1,000㎡以上又は土砂等の量が2,000㎡以上。				
担当課 確認・指示・注意事項記載		月/日	サイン	エネ室確認	
該当あり → 施行地の規模が500㎡または500㎡以上の盛土を行う計画であり、土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の許可が必要となるため、当課と協議を行い、必要な申請を行うこと。 施行地の規模が1000㎡または1000㎡以上の盛土を行う計画であり、静岡県盛土等の規制に関する条例の許可が必要となるため、静岡県盛土対策課と協議を行い、必要な申請を行うこと  該当なし → 計画変更等により、上記確認事項に該当する行為を行う場合は、事前に当課と協議を行うこと。 その他		/			
担当課	関係法令等				
管理課	砂防法				
確認事項					
・砂防指定地内では県知事の許可を要する行為がある。 ※市は区域・指定地の範囲の確認のみ。詳細は県へ確認。 (富士土木事務所維持管理課 0545-65-2849)					
担当課 確認・指示・注意事項記載		月/日	サイン	エネ室確認	
		/			

(参考)

・地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法、河川法(県管理)、

道路法(県管理)、土砂災害防止法

富士土木事務所維持管理課 0545-65-2849

・道路法(国管理)

富士国道維持出張所

0545-52-5650

5 階	担当課	関係法令等			
	管理課	道路法 富士宮市認定外道路管理条例 富士宮市普通河川条例			
	確認事項				
	<p>・市が管理する道路及び河川について、工事を施行する場合は、占用又は土木工事の申請・許可が必要。</p> <p>・市が管理する道路及び河川の上空又は地下に送電線類を敷設又は架設する行為については、占用又は土木工事の申請・許可が必要。</p>				
	担当課 確認・指示・注意事項記載		月/日	サイン	工務室確認
			/		
	担当課	関係法令等			
	管理課	富士宮市財産規則（地方分権一括法による）			
	確認事項				
	<p>施行地内に市管理の法定外財産があれば、施行地から除外するか、用途廃止、付替え、売払いの財産処理が必要。</p>				
担当課 確認・指示・注意事項記載		月/日	サイン	工務室確認	
		/			

(参考)

- ・施行地内に公共基準点がある場合は、保護措置を講じること。 管理課国土調査係 0544-22-1157
- ・施行地内に国有畦畔・白地があれば、財務省への協議、申請が必要である。

東海財務局沼津出張所 055-933-5800

6 階	担当課	関係法令等			
	文化課	文化財保護法			
	確認事項				
	<p>埋蔵文化財包蔵地内では届出が必要。施工方法により発掘調査が必要。</p> <p>文化財に指定されている土地等の場合は許可が必要。</p>				
	担当課 確認・指示・注意事項記載		月/日	サイン	工務室確認
			/		

3 階	担当課	関係法令等		
	富士山世界遺産課	世界遺産影響評価		
	確認事項			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産の登録範囲とその緩衝地帯の範囲内か。</li> <li>・世界遺産の顕著で普遍的な価値の保全に影響があるか。</li> <li>・定点観測地点(竜ヶ岳、富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、田貫湖、富士宮口五合目、白糸ノ滝(富士山・白糸ノ滝テラス東側))からの展望景観に影響があるか。</li> </ul>			
	担当課 確認・指示・注意事項記載	月/日	サイン	エネ室確認
	/			

(富士宮市役所 関係各課の連絡先)

環境企画課

環境エネルギー室 0544-22-1131

都市計画課

景観係 0544-22-1408

土地対策係 0544-22-1167

計画係 0544-22-1166

農業政策課

林業係 0544-22-1153

農業係 0544-22-1148

建築住宅課

建築指導係 0544-22-1229

審査係 同上

農業委員会事務局

振興係 0544-22-1193

河川課

計画係 0544-22-1219

商工振興課

工業振興・労政係 0544-22-1154

管理課

管理係 0544-22-1156

公共用地係 0544-22-1213

生活環境課

環境保全係 0544-22-1151

文化課

学術文化財係 0544-22-1187

花と緑と水の課

公園緑地係 0544-22-1168

自然保全係 0544-22-1169

富士山世界遺産課

企画係 0544-22-1489

令和5年9月1日改定